



## 個人向け

給付 (もらえる)	すべての方へ向け	<b>特別定額給付金</b>	<b>一律1人10万円を給付</b> ※住民基本台帳に記載(4月27日時点)されているすべての人 ※DV被害者への救済措置もあります	太宰府市新型コロナウイルス対策専門相談窓口
	子育て世代向け	子育て世代臨時特別給付金	児童手当受給者に対して、子ども1人当たり1万円を給付 ※手続きは不要 ※所得制限あり	太宰府市新型コロナウイルス対策専門相談窓口
	住居の確保をしたい(主に失業者向け)	住宅確保給付金	対象: 離職・自営業の廃業等で住宅を失う恐れのある人など 支給額: 家賃相当額 1人世帯: 32,000円 2人世帯: 38,000円 3~5人世帯: 41,100円 (所得及び預貯金制限あり) 支給期間: 原則3か月(一定要件を満たせば最長9ヶ月まで可能)	太宰府市生活支援課
	家計が急変して学費が払えない	日本学生支援機構 家計急変 給付奨学金	対象: 大学・短大・高専・専修学校 支給額: 月額5,900円~75,800円 家計急変発生から3ヶ月以内の申込 学業成績、家計基準等で別途要件あり	○各在籍校の奨学金窓口 ○日本学生支援機構奨学金相談センター 0570-666-301
貸付 (かりる)	生活の立て直しが必要(主に失業者向け)	総合支援資金	複数世帯: 月20万円以内 単身世帯: 月15万円以内 据置期間: 1年以内 償還期限: 10年以内 貸付期間: 原則3ヶ月以内	太宰府市社会福祉協議会
	一時的に資金が必要(主に休業者向け)	緊急小口資金	10万円以内 但し特に必要と認められた場合は20万円以内 据置期間: 1年以内 償還期限: 2年以内	太宰府市社会福祉協議会
猶予 (おぼろ)	税金が支払えない	税の徴収猶予「特例制度」	対象納税者・特別徴収義務者: 2020年2月以降、事業等に係る収入が前年同期比20%以上減少し、納税が困難 個人住民税・法人税・固定資産税等すべての税目が対象	国税: 各税務署 県税: 各県税事務所 市税: 太宰府市税務課
	県営住宅の家賃が払えない	県営住宅家賃減免・猶予制度	減免要件: 世帯収入が県の定める基準以下となった方 減免額: 家賃の1/4~3/4 家賃猶予: 入居者の事情に応じて対応	福岡県住宅供給公社の各管理事務所
	国民健康保険の支払いが難しい	国民健康保険軽減・減免措置	軽減: 会社都合退職 やむを得ない自己都合退職者で雇用保険受給資格者証取得者 前年の給与所得を30/100として計算 減免: 新型コロナウイルス感染症により生計維持者が死亡等の世帯など	太宰府市国民健康保険課
	家計が急変して奨学金返済ができない	日本学生支援機構 奨学金返還期限猶予	猶予期間: 1年毎に申請 通算10年まで 収入条件: 直近3か月の給与明細書等を元に計算 ※ほかにも減額返済制度等もあり 詳細は機構へ	日本学生支援機構奨学金相談センター 0570-666-301

●そのほかにも、公共料金、電話料金、住宅ローンなどについて、支払期限延長など個別の対応をしています。公共料金については、国からも支払猶予について柔軟な対応を要請しています。●休暇、休業、解雇等の労働に関するご相談は新型コロナウイルス感染症の影響による特別労働相談窓口(福岡県労働者支援事務所) 平日 8:30~17:15 福岡: 092-735-6149 北九州: 093-967-3945 筑後: 0942-30-1034 筑豊: 0948-22-1149

自宅待機や失業、休校等によって、家庭内の暴力が発生しやすくなっています。

プラス  
**DV相談+**  
メール 24時間受付  
電話 0120-279-889

チャット  
受付は  
12:00-22:00  
スマホからは  
QRコードより  
ご利用ください

児童相談・児童虐待全国共通ダイヤル  
いち はや く  
**189**

LINE公式アカウント  
福岡 新型コロナ対策  
パーソナルサポート  
友だち追加

福岡県議会議員  
**わたなべ美穂**



わたなべ美穂事務所  
〒818-0125 太宰府市五条 3-4-38 電話: 092(918)1121 FAX: 092(918)1128